

境港市小規模物品等契約希望者登録申請のご案内

境港市では、公契約における市内業者の受注機会の公平性を担保するため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5に基づき、『小規模物品等契約希望者登録』について定め、告示（令和5年境港市告示第54号）しています。

令和6年度から令和8年度までにおいて境港市が発注する「物品の売買」「役務の提供」「業務委託（※1）」のうち、『小規模契約』（その内容が軽易で履行が容易であり、契約金額が50万円未満のもの）について受注を希望する者は、告示に基づき、本要領により「小規模物品等契約希望者登録申請」を行っていただきますようお願いいたします。（※2、※3）

- ※1…測量、建設コンサルタント、補償関係コンサルタント、地質調査、道路及び公園の植栽・樹木剪定に係るものは除きます。
- ※2…令和6～8年度の『境港市物品・役務等指名競争入札参加資格』の資格を有する者として登録されている市内業者については、本件も登録済とみなしますので、重複して登録申請する必要はありません。
- ※3…申請する事によって、見積依頼・発注が約束されるものではありません。

1 登録できる方

境港市内に事業所又は住所のある方です。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除きます。

- (1) 境港市暴力団排除条例（平成23年境港市条例第14号）第2条第3号に規定する暴力団員等及びこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有すると認められる者（以下「暴力団関係者」という。）又は暴力団関係者を役員、代理人、支配人その他の使用人としている法人又は個人
- (2) 境港市税（市民税、国民健康保険税、固定資産税及び軽自動車税をいう。以下同じ。）を滞納している者
- (3) 代表者が境港市税を滞納している法人又は個人
- (4) 取り扱いを希望する営業種目に関して、法令上必要な許認可を有していない者

2 申請の方法

書面による申請のみとなります。所定の申請書に必要事項を記入し、添付書類を添え、期間内に境港市まで提出してください。

- (1) 申請書等書式の入手方法
 - ・インターネット上の境港市公式ホームページからファイルをダウンロードする
（境港市公式ホームページ：<https://www.city.sakaiminato.lg.jp/>）
 - ・境港市役所総務課窓口（庁舎本館2階）
- (2) 申請書提出方法
 - ・窓口へ持参又は郵送により提出
 - ・ファイリングやホチキス綴りは不要です
- (3) 申請受付期間・場所
 - ア 受付期間
 - 令和5年12月1日（金）から令和6年2月9日（金）まで
 - ※ 土日祝日及び令和5年12月29日（金）から令和6年1月3日（水）までの期間を除く。

※ 郵送の場合は、当日消印有効とする。

※ 令和6年4月1日(月)以降、申請の随時受付を開始しますが、近日に見積依頼などの案件があっても登録が間に合わない場合もありますので、ご注意ください。

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 提出先

境港市役所総務課管財係(市役所庁舎本館2階)

〒684-8501 鳥取県境港市上道町3000番地

電話.0859-47-1013(直通)

(4) 登録手続き

提出された申請書はその内容を確認し、問題がなければ登録名簿に登載します。なお、透明性の向上を図るため、商号又は名称、所在地、取扱品目等の情報を境港市公式ホームページに掲載し、一般に閲覧可能とします。

令和6年2月9日までに提出されたもの(当初受付)は令和6年4月1日に、令和6年4月1日以降に提出されたもの(随時受付)は、受理日の翌月分登録となります。

登録後に次の各号に該当すると認められる場合は、登録名簿から除外し、該当者に通知します。

ア 「1 登録できる方」の条件に合わなくなった場合

イ 受注に関し不正又は不誠実な行為があった場合

(5) 登録の有効期間

・当初受付分:令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

・随時受付分:登録名簿に登載された日から令和9年3月31日まで

(6) 提出書類

表中の◎は必ず提出する書類、○は該当する場合に提出する書類です。

提出書類	提出	備考
様式第1号 小規模物品等契約希望者登録申請書	◎	
様式第2号 暴力団排除に関する誓約書兼役員等名簿	◎	
様式第3号 境港市税の納付状況調査同意書	◎	
別紙1 小規模物品等契約希望者登録申請受付票	○	・申請書の受け付け記録が必要な場合
別紙2 業者登録に関する補足資料(学校給食用) (13-01 給食材料関係)	○	・学校給食物資の納入を希望する場合
資格証・許認可証の写し	○	・営業種目に必要な許認可がある場合
その他市長が必要と認めた書類	○	・必要な場合のみ 担当職員から別途提出を依頼します。

(7) その他

ア 申請事項変更の届出

申請後、記載した事項(名称、連絡先、取扱品目等)に変更が生じた場合は『小規模物品等契約希望者登録変更届』(様式第4号)にその内容を記載のうえ提出してください。

イ 登録抹消の届出

廃業等により営業できない場合又は小規模物品等契約希望者登録を辞退したい場合は、「小規模物品等契約希望者登録抹消届」(様式第5号)を提出してください。

【お問い合わせ先】

〒684-8501

鳥取県境港市上道町3000番地

境港市役所 総務部総務課管財係

電話:0859-47-1013 FAX:0859-44-3001